

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第17回会議（平成23年7月27日開催）議事要旨

第1 議題

通信傍受制度の見直しに関する検討等

第2 概要

1 通信傍受について

(1) 事務局説明

事務局から、我が国における通信傍受制度の現状（通信傍受の模擬実演を含む）、諸外国の制度、見直しの論点等について説明した。説明の概要は以下のとおり。

現行制度の対象は、薬物犯罪、銃器犯罪、集団密航、組織的殺人の4類型に限定。殺人、強盗致死傷、逮捕監禁等の重大犯罪は対象となっておらず、広範な種類の犯罪の捜査において効果を期待できるものとはなっていない。

逮捕・監禁事件や誘拐事件、企業恐喝事件等、被害者の安全や被害の拡大防止のために密行性の高い捜査が必要な犯罪について、傍受が可能となれば、被害者の救出や被害の拡大防止が期待できる。

暴力団の対立抗争によって殺人事件が起きた場合、傍受によって暴力団の組織的関与を解明、立証したいが、現行制度では、直ちに傍受対象事件とはならない。組織的関与を解明するために、組織性を立証しなくては傍受ができないという不合理が生じている。

令状発付の要件として犯罪の高度な嫌疑を求めているが、これを疎明するには相当の時間がかかり、緊急の必要性に対応できない。

通信傍受中に、被疑者が逃走場所を話しても、それは傍受が可能な「犯罪関連通信」に含まれず、事後の追跡捜査等にも活用できない。

我が国における通信傍受の令状発付件数は、34件、実施事件数10件であるのに対し、諸外国では、イギリス1,514件、アメリカ2,376件、ドイツ1万7,208件、フランス約2万6,000件、イタリア約13万件、オーストラリア3,220件、台湾2万5,934回線、香港1,693件となっている。

(2) 検討(が委員からの御意見、 が関連意見、(事務局)は事務局発言)

(所在情報は犯罪関連通信に当たらないことについて)たまたま所在情報を得られた場合は、それを捜査に利用しても、通信傍受の乱用には当たらないのではないかと。

通信傍受は、どの国民もあまりやって欲しくないと思っている。しかし、諸外国では、数千件実施されているのに対し、我が国では十数事件しか実施しておらず、十分な機能を果たしていない。具体的には、今の国民が一番危機感を身近で感じている暴力団事件、振り込め詐欺、来日外国人による組織的強窃盗等で使えるように対象罪種を拡大すべき。

通信傍受の実施場所が通信事業者の施設となっているのはなぜか。

法令に明記されているのではなく、法制定時の国会答弁で、警察施設では行わないとされた。(事務局)

捜査に重要なのはスピードであるが、通信傍受を行うまでに時間がかかる。また、立会人の都合で実施時間も制約されるなら、改ざんできない記録装置にして、立会人を不要としたらどうか。実施場所の制限についても、不合理な点があれば、早期に改正すべき。また、緊急の場合に、令状にこだわっていると時機を失してしまうことがあり、そのことも検討すべき。

取調べの可視化により、取調べから得られる情報が減ることになるので、通信傍受の見直しが必要。今の法律は使えない法律であり、問題点を個別に修正するのではなく、抜本的な見直しが必要。基本的に重要犯罪は傍受できるようにすべきであり、特に、贈収賄等の被害者のいない犯罪は、一番可視化の影響を受けることから、通信傍受ができるようにすべき。

可視化をすれば、逆に取調べで得られる情報量は増えるのではないかと。

取調べの可視化の問題とリンクさせて、何もかもひっくり返して見直そうとしている印象を受ける。通信傍受の見直しは、必要性・実効性のある罪種に限定すべきである。具体的な立法事実に基づいた案を出さないと、なかなか改正できないのではないかと。

この問題は、憲法が絡んでいる問題であるので、(前回検討した)DNA型鑑定の問題と同一には論じられない。現行の制度は、通信傍受を検証令状で行っていた頃の最高裁判例を踏まえて作成された経緯があり、確かに手直

しの余地はあるが、基本的枠組みは、立法事実なしには変えることはできない。現行法の枠組みで、更なる活用を図るべきではないか。

現行では、疎明すべき事項が多すぎる。事案解明のための通信傍受なのに、事案が解明されていなければ令状がでないという不合理がある。

可視化をすれば情報量が減ることは確実。現行の通信傍受法のまま可視化をすれば、贈収賄事件等の密室犯罪の解明は後退せざるをえないだろう。対象犯罪を必要なものに拡大すると同時に、要件を緩和して、真の捜査手法として使えるものにしていかなければならない。

我が国の通信傍受の実施件数が少ないことに驚いた。しかし、通信の秘密も重要であるので、追加すべき罪種を絞った上で、その必要性を訴えていくべき。

現行法には問題があるが、そう簡単には法改正はできない。抽象的な議論ではなく、具体的に、この事案で通信傍受ができないのは困るという議論の中で、通信の秘密との兼ね合いの問題も解決するだろう。

2 会話傍受について

(1) 事務局説明

事務局から、会話傍受()の必要性・有効性及び諸外国の制度について説明した。会話傍受が有効・必要な例としては、以下のとおり。

薬物の密売、暴力団による抗争事案等において、被疑者のアジト、組事務所、取引場所等における会話を傍受し、事案の解明を行う。

振り込め詐欺のアジト等における会話を傍受し、犯罪組織の解明を行う。

携帯電話の不正入手、短期間での携帯電話の交換など、犯罪組織において通信傍受への対抗策が採られている状況がある。

() 会話傍受～対象者が管理する住居等に秘匿で侵入し、監視装置(録音・録画機器)を設置して、対象者の言動を、対象者の同意なしで、傍受・記録して証拠化する捜査手法。

(2) 検討(が委員からの御意見、 が関連意見)

会話傍受制度の導入に基本的には賛成であるが、秘匿で家屋に侵入することは、通信傍受よりも侵害の度合いが大きく、通信傍受よりも厳格な要件に

しなくてはならない。

会話傍受の導入は無理だと思う。違和感がある。

確かに違和感があるが、有効な場合もあるので、諸外国の会話傍受制度をもっと研究すべき。

例えば組事務所や振り込め詐欺のアジト等、犯罪が行われている場所であれば、あり得ると思う。

諸外国では活用している国も多いようだが、これは、その国の司法制度全体の中で、証拠収集方法のバランスをどのようにとるかという問題にかかってくる。基本的には我が国での導入は難しいという意見が強いのではないか。

3 仮装身分捜査について

(1) 事務局説明

事務局から、仮装身分捜査()の必要性・有効性及び諸外国の制度について説明した。仮装身分捜査が有効・必要な例については、以下のとおり。

捜査員が身分を仮装してインターネットでの犯罪行為を呼びかける募集に応募し、謀議を把握した上で予防や検挙の措置を採る。

賭博や売春、薬物密売の情報がある暴力団周辺者に仮装身分捜査員が接触し、情報の入手を行う。

身分を仮装しない場合、捜査を察知される可能性が高まるほか、捜査員やその家族に対する危険度も高まる。

() 仮装身分捜査～仮装の身分を使用したうえで関係者と接触し、情報・証拠の収集を行う捜査手法。

(2) 検討(が委員からの御意見、 が関連意見、(事務局)は事務局発言)

通信傍受や会話傍受に比べれば、人権侵害は少なく、推進すべき。

自己負罪拒否特権を侵害するという問題は生じないのか。

おとり捜査が合法とされる場合と同様に、そのような問題は生じないと考える。(事務局)

現在でも、このような捜査は行われているのか。

身分を隠して対象者と接触することはあり得る。仮装身分の証明書等を

使用したりすることはない。（事務局）

捜査員が張り込み中に、対象者から逆に「職務質問」を受けることもあるが、その場合、仮装の身分証明書を示すことができるとなれば、安心して捜査ができるのではないか。

捜査に当たる者にとってはいいこと。麻薬取締官が麻薬を譲り受けることができる規定があるように、必要なことは法律で整備すべき。

第3 次回会議について

次回は9月6日（火）に行う。